



令和1年9月20日

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案」の概要

平成31年2月15日に提出された法案です。複数の改正事項が盛り込まれていますが、一番気になるのは「オンライン資格確認の導入」です。

これにより、マイナンバーカードを健康保険証として利用することが可能となるのですが、施行期日が令和2年4月1日ではなく「公布の日から起算して2年を超えない範囲内で政令で定める日」となっているため、何時になることやら…の気分です。まずはマイナンバーカードの取得率を上げないと…

改正の概要

1. オンライン資格確認の導入

【公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日】

- ① 保険医療機関等で療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認について、個人番号カードによるオンライン資格確認を導入する。
- ② 国、保険者、保険医療機関等の関係者は、個人番号カードによるオンライン資格確認等の手続きの電子化により、医療保険事務が円滑に実施されるよう、協力するものとする。
- ③ オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局の初期導入経費を補助するため医療情報化支援基金を創設する。

・被保険者記号・番号の個人単位化、告知要求制限の創設

- ① 被保険者記号・番号について、世帯単位にかえて個人単位に定めることとする。
これにより、保険者を異動しても個人々人として資格管理が可能となる。
- ② プライバシー保護の観点から、健康保険事業とこれに関連する事務以外に、被保険者記号・番号の告知を要求することを制限する。

2. オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設

【施行期日：令和1年10月1日】

- ① オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援
- ② 電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等導入の支援

3. NDB、介護DB等の連結解析等

【施行期日：令和2年10月1日】

医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)と介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備を行う。

4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等

【施行期日：令和2年4月1日】

75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。

5. 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化

- ① 被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。
【施行期日：令和2年4月1日】
- ② 市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。
【施行期日：公布日】

6. 審査支払機関の機能の強化

- ① 社会保険診療報酬支払基金について、本部の調整機能を強化するため、支部長の権限を本部に集約する。
【施行期日：令和3年4月1日】
- ② 医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加する。
【施行期日：令和2年10月1日】
- ③ 医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念を創設する。
【施行期日：令和2年10月1日】

7. その他

未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消するため、所要の規定を整備する。
【施行期日：令和2年4月1日】